

石川県地域防災計画(原子力防災計画編)の修正に対する パブリックコメントの結果について

○募集期間 平成25年7月11日(木)～平成25年7月24日(水)

○募集方法 以下の公表方法により周知を実施

- ・ホームページへの掲載
- ・窓口による閲覧、配布
- ・広報いしかわへの掲載
- ・報道機関への情報提供

○寄せられた意見 14件

(緊急時モニタリングに関する意見	7件)
(安定ヨウ素剤に関する意見	3件)
(その他の意見	4件)

番号	意見内容(概要)	県の考え方
1	緊急時モニタリングセンターの設置主体が分かりにくいため、誰が設置するのか明確にしていただきたい。	ご指摘を踏まえ、第2章第6節冒頭部を、「緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会により、緊急時モニタリングセンターが設置される。」と修正いたします。
2	緊急時モニタリングセンターの構成員について、隣接県や立地町、関係市町、指定公共機関なども含まれるかと思うが明確にし、特に、隣接県の地域防災計画との整合性はどの程度図られているのか。 事前に関係機関と十分に調整がなされているのか。	緊急時モニタリングセンターの構成員等については、国が関係機関と調整しながら検討し、今後、原子力災害対策指針の補足参考資料等に示すとしており、それを踏まえ、県の緊急時モニタリング計画を作成いたします。 その際には、隣接県である富山県と十分な連携を図っていきます。
3	「平時より環境放射線モニタリング(水道水、葉菜等の環境試料)を適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果をOILに基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、」について、水道水については、能登島まで手取川の水が送水されている状況を考えると意味がないものになると思われるが、十分検討されているのか。	環境試料の採取箇所等については、今後、国が示す原子力災害対策指針の補足参考資料等を踏まえ、本計画の下部規定となる「緊急時モニタリング計画」において適切に選定することとしております。

番号	意見内容(概要)	県の考え方
4	<p>3 モニタリング体制の確立の「緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、国からの担当者が不在の時には県の緊急時モニタリング班長が指揮を代行する。」について、国が指揮するのが基本であると行っていながら、不在時には全面的に県の緊急時モニタリング班長が指揮を代行することができるのか。そこには、知事が前面に出てくることになるがそのような状態を想定しているのか。</p>	<p>国の原子力災害対策指針において、緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、国の担当者が現地に到着するまでの初動期など不在の時には、地方公共団体が指揮を代行することとされています。</p> <p>災害対策基本法では、地域防災計画は国の防災基本計画や原子力災害対策指針に基づき定めることとされていることから、県では、指針に基づき、本計画の修正を行うものです。</p>
5	<p>22ページ、「県現地本部内に緊急時モニタリング班を設置し、緊急時モニタリングセンターの一員として～」について、県現地本部と緊急時モニタリングセンターとが同一の建物内に組織されることを意味すると思うが、具体的な建物の位置、規模などは検討されているのか。</p>	<p>県の緊急時モニタリング班は、オフサイトセンターの県現地本部に設置されます。</p> <p>一方、緊急時モニタリングセンターについては、国により設置されるものであり、設置場所としては、オフサイトセンターなどが例示されていますが、国が今後示す原子力災害対策指針の補足参考資料を踏まえ、検討していきます。</p>
6	<p>緊急時モニタリングセンターの設置場所がオフサイトセンター等の中に設置されるように記載されているが、規制庁から原子力災害対策指針の補足参考資料が明確にならない状況でどのような規模、位置など設置場所の必要十分条件を満たす候補地があるのか、どの程度検討されているのか示してください。</p>	<p>緊急時モニタリングセンターについては、国により設置されるものであり、設置場所としては、オフサイトセンターなどが例示されていますが、国が今後示す原子力災害対策指針の補足参考資料を踏まえ、検討していきます。</p>
7	<p>24ページ 「緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果をとりまとめ、原子力規制委員会原子力事故対策本部に連絡することとなっている。」について、「～となっている。」など公的文書の表現として違和感がある。</p>	<p>ご指摘の表現については、国が実施することを表現したものであり、原案のままとさせていただきます。</p>

番号	意見内容(概要)	県の考え方
8	<p>安定ヨウ素剤の事前配布の範囲が5kmとなっているが、市街地など多くの住民が暮らす地域で事故の際に配るのでは間に合わない。事前配布の範囲を少なくとも30kmまで広げるべきである。</p>	<p>国の原子力災害対策指針においては、PAZ(原子力発電所から概ね5km圏内)は、原子力発電所が全面緊急事態に至った際に、避難と同時に安定ヨウ素剤を即時服用できるよう事前配布を行うこととされています。</p> <p>また、PAZ外(5~30km)においては、避難等の際に配布できるよう適切な場所に備蓄するものとし、PAZ外であっても、PAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で受け取ることが困難と想定される地域等においては、必要に応じ、PAZ内の手順を採用して事前配布を行うことができるとされています。</p> <p>県では、指針に基づき、本計画の修正を行うものです。</p>
9	<p>福島の事故をみると、安定ヨウ素剤は30kmの範囲だけでなく、金沢市をはじめ石川県全域の分を準備すべきである。</p>	<p>UPZ(原子力発電所から概ね30km圏内)の範囲外で防護措置が必要となる場合の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会が検討し、本指針に記載するとされています。</p> <p>県では、今後、国の指針が改定されれば、本計画の修正を検討することとしております。</p>
10	<p>危機管理で大切なことは「最悪」を想定しておくことだと思います。</p> <p>核の災害では大量被災者が出ることが想定されることから、想像を絶するような大混乱が起こるでしょう。</p> <p>修正案では、役割分担、安定ヨウ素剤の取扱等、緻密に記述しているが、いささか心配することもあります。</p> <p>医薬品でもあるヨウ素剤は、その反面劇薬に指定されており、服用に当たっては体質などでかなり制約がある。実際に服用するときに住民にプレッシャーがかからないか。</p>	<p>安定ヨウ素剤については、配布目的や服用指示の手順、保管方法、副作用等について、平素より住民に対し十分周知を図ることとしております。</p> <p>なお、安定ヨウ素剤の配布・服用の詳細については、原子力災害対策指針の補足参考資料を踏まえ、今後、本計画の下部規定である緊急時被ばく医療措置実施要領で定めていくこととしております。</p>

番号	意見内容(概要)	県の考え方
11	異常気象時で複合災害が発生するおそれがある。	複合災害時の対応については、本計画第5章に記載しています。
12	避難経路(広域幹線道路)が被災し、通行不能が生じないか心配。	本年3月に定めた県の避難計画要綱において、避難経路の被災を想定し、関係市町ごとに避難経路を複数示すとともに、海路、空路などあらゆる交通手段を活用することとしております。
13	休日等など行政機関の対応に問題はないか。	県では、本計画において、万が一の原子力災害時には全職員が登庁することとしております。 そのため、危機管理監室では、毎日24時間宿直を行い、全職員への連絡体制を整えております。
14	実効性のある訓練を実施すべき。 (訓練を重ねることで、いろいろな課題が出てくる)	県では、本計画に基づいて、関係機関と連携し実効性のある訓練となるよう工夫しながら、原子力防災訓練を実施しています。